

## 処方・調剤・保険請求の

# Q&A

日本薬剤師会

調剤をしていて疑問に思ったこと、

医師または患者さんに聞かれて困ったこと、

医師に疑義照会して対応したが

いまいち納得できないこと、ありませんか？

皆さんの疑問に各分野の専門家が为您解答いたします。

どしどし質問してください。

「質問の募集」要項は65頁にあります。

なお、回答は本誌に掲載することによってのみ行います。

電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

また、特殊なケースの質問は

採用されないこともありますので予めご了承ください。

**Q1** 処方せんにより注射器および注射針を支給する場合、医薬品と一緒に交付することはできませんが、それは注射薬以外の医薬品であってもかまわないのでしょうか。それとも、注射薬と一緒になければならないのでしょうか。 (匿名希望)

**A1** 注射器、注射針、または両方を処方せんにより支給する場合には、注射薬と一緒に処方されていることが必要です。

処方せんによる注射器および注射針の支給については、医科点数表の留意事項(厚生労働省通知)のうち、「処方せん料」に関する事項の1つとして明記されています。それによると、①処方せんにより注射器のみを投与すること、②処方せんにより注射針のみを投与すること、③処方せんにより注射器・注射針の両者のみを投与すること——は認められていません(表1)。すなわち、保険薬局では、医薬品と一緒に投与されている場合でない限り、患者に注射器・注射針を支給することはできません。

ただしこの意味は、どのような医薬品でも差し支えないというわけではありません。厚生労働省の通知では、その具体的な是非が明確に示されていないように受け取れるかもしれませんが、これらの趣旨などを踏まえて考えると、一緒に投与されるべき医薬品はその注射器・注

表1 注射器、注射針の支給について(医科点数表)

第5部 投薬
処方料 < 略 >
処方せん料
(1)~(6) < 略 >
(7)同一の患者に対して、同一の診療日に、一部の薬剤を院内において投薬し、他の薬剤を院外処方せんにより投薬することは、原則として認められない。
また、注射器、注射針又はその両者のみを処方せんにより投与することは認められない。
(8)~(9) < 略 >

(平成16年2月27日付保医発第0227001号、厚生労働省保険局医療課長通知より)

射針を使用するために必要なものと解釈すべきでしょう。すなわち、処方せんにより注射器・注射針を支給する場合には、注射薬と一緒に処方されていることが必要であると考えます。

**Q2** 検査薬の取り扱いについて質問があります。検査薬は処方せんによる投与が認められていないと聞いていますが、受付した処方せんの中に検査薬が記載されていた場合はどうすればよいのでしょうか。 (匿名希望)

**A2** 検査用の薬剤(以下、検査薬)の処方せんによる支給については、保険請求上、なじま

ないものとして取り扱われています。しかし、実際に患者が持参した処方せんの中に検査薬と一緒に記載されていたような場合には、検査薬に係る部分については薬剤料のみ算定せざるを得ないでしょう。

医科点数表では、検査薬を支給した場合は「処方料」、「調剤料」、「処方せん料」、「調剤技術基本料」、「注射薬」は別に算定できないものとされています(表2)。しかし、処方せんによる検査薬の支給については、保険請求が認められないだけであって、その行為自体まで禁止されているわけではありません。ただし、調剤報酬点数表においても検査薬の支給に係る技術料の算定は想定されていないことから、処方せんによる検査薬の支給はなじまないものとして取り扱われています。

しかし実際には、治療用の医薬品と一緒に検査薬も処方せんに記載されてしまうことがまれにあるようです。そのような場合、わざわざ患者に医療機関まで戻ってもらうわけにはいきませんので、実際の対応としては、患

表2 検査薬について(医科点数表)

<p><b>第5部 検査</b></p> <p>(一般的事項)</p> <p>(1) &lt; 略 &gt;</p> <p>(2) 検査に当たって施用した薬剤の費用は別に算定できるが、第2章第5部投薬の部に掲げる処方料、調剤料、処方せん料及び調剤技術基本料並びに同第6部注射の部に掲げる注射料は、別に算定できない。なお、検査に当たって施用される薬剤(検査用試薬を含む。)は、原則として医薬品として承認されたものであることを要する。</p> <p>&lt; 以下、略 &gt;</p>
---

(平成16年2月27日付保医発第0227001号、厚生労働省保険局医療課長通知より)

者に検査薬を支給したうえで、検査薬に係る部分については調剤技術料や指導管理料は一切算定せず、薬剤料のみ算定することになります。また処方医には、処方せんによる検査薬の支給はなじまないものであることを説明し、理解してもらうよう努めてください。

